別紙様式第４号（第６条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

日本公認会計士協会　殿

氏　名　　印
続　柄
住　所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第６条第１項の規定により、届出を致します。

記

［表略］

別紙　（日本産業規格Ａ４）

［表略］

（注意事項）

１　この届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

２　この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。

３　法第34条の10の10第12号に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

４・５　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第六条） 第二章　業務（第七条―第十四条） 第三章　監督（第十五条・第十六条） 第四章　雑則（第十七条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　業務（第六条―第十三条） 第三章　監督（第十四条・第十五条） 第四章　雑則（第十六条） 附則
（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者） **第二条**　法第百五十六条の三十九第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
（割合の算定） **第三条**　法第百五十六条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事	（割合の算定） **第二条**　法第百五十六条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事

別紙様式第４号（第６条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

日本公認会計士協会　殿

氏　名　　印
続　柄
住　所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第６条第１項の規定により、届出を致します。

記

［同左］

別紙　（日本産業規格Ａ４）

［同左］

（注意事項）

１　この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

［加える。］

［加える。］

２・３　［同左］